

## 9 捕鯨業

### (1) 商業捕鯨の中断

昭和57年、国際捕鯨委員会（IWC）は第34回年次会議において、1990年までに鯨類資源状態の見直し（包括的評価）を行うとの条件付きで商業捕鯨の一時停止（モラトリアム）を決定した。これに対し我が国は条約の規定に基づき異議申し立てを行ったが、米国は日本が商業捕鯨を継続すれば、米国200海里内での対日漁獲割当てを削減すると主張したため、やむを得ざる措置としてモラトリアムを受け入れ、商業捕鯨は1988年に一旦中断した。

### (2) 包括的評価とモラトリアムの見直し

従来検討されていた鯨資源の改訂管理方式（RMP）がIWC科学委員会により1992年に完成され、南極海ミンククジラ資源については、100年間の捕獲許容水準が20万頭であることが算出された。しかし、1994年、新たな監視取締制度（RMS）の完成が商業捕鯨再開（モラトリアムの撤廃）の前提との決議案が採択され、以降14年間に延べ45回のRMS関連会合が開催されたが、反捕鯨国による遅延策等のためRMSの完成は遅れ、さらに、反捕鯨国は、RMSの完成は商業捕鯨モラトリアムの撤廃を意味しないとの主張を始める等、モラトリアムの見直し先送りの立場を譲らなかった。2006年2月、ケンブリッジ（英国）においてRMS作業部会が開催されたが、上述のような反捕鯨国による理不尽な対応により、RMSの完成が不可能であることが確認され、作業部会での作業は当面延期することが合意され、14年間の議論と交渉の結果、RMSの完成に向けたプロセスは実質上停止することとなった。その後、本件に関する具体的な交渉等は行われていない。

### (3) 鯨類捕獲調査

我が国は商業捕鯨再開に向けて鯨類の資源状況等を科学的に把握するため、南極海及び北西太平洋で鯨類捕獲調査を実施している。

南極海においては、1987年度から2004年度まで18年間、クロミンククジラの生物学的情報の収集を主目的とした南極海鯨類捕獲調査（JARPA）を実施し、さらに、2005年度からは、JARPAの調査結果を踏まえ、科学的知見の更なる充実を図り、より適切なクジラ資源の管理方式の構築を目指すことを主目的とした第2期南極海鯨類捕獲調査（JARPA II）を実施してきた。このような中、2010年に豪州は、JARPA IIが国際捕鯨取締条約（ICRW）に違反しているとして、調査の中止を求めて国際司法裁判所（ICJ）に提訴した。2014年3月31日に出されたICJ判決は、JARPA IIは概ね科学調査

と特徴付けられるが、調査の計画及び実施が調査目的を達成するために合理的なものと立証されておらず、ICRWの規定の範囲には収まらないと判示した。一方で、判決はICRWに基づいて締約国が捕獲調査を実施する権利を否定しておらず、また、条約の目的の一つが鯨類資源の持続可能な利用であることを再確認するとともに、日本が将来的に条約の下で許可証の発給を検討する際は、判決に含まれる理由付け及び結論を考慮することが期待される旨言及した。

この判決を受け、我が国は、国際法及び科学的根拠に基づき、鯨類資源管理に不可欠な科学的情報を収集するための鯨類捕獲調査を実施し、商業捕鯨の再開を目指すという基本方針を堅持することを表明した（2014年4月18日付農林水産大臣談話）。

また、南極海については、2014年度のJARPA IIを取り止め、目視調査等の非致命的な調査を行う一方、新しい調査計画の策定を進めるとともに、JARPN IIについては、判決に照らし、2014年以降は調査目的を限定するなどして規模を縮小して実施することとした。

南極海における新調査計画「新南極海鯨類科学調査計画案（NEWREP-A）」は2014年11月にIWC科学委員会に提出され、IWCの規定に従い、2015年2月にIWC科学委員会主催の専門家パネルによるレビューが、5～6月にはIWC科学委員会によるレビューが行われた。これらのレビューにおける議論を踏まえ、2015年に調査計画を最終化した。NEWREP-Aは、

ア 改訂管理方式を適用したクロミンククジラの捕獲  
 枠算出のための生物学的及び生態学的情報の高精度化

イ 生態系モデルの構築を通じた南極海生態系の構造  
 及び動態の研究

を目的に、クロミンククジラを毎年333頭捕獲するほか、目視調査やバイオプシー採取等の非致命的調査、餌生物であるオキアミの資源量調査も実施することとなっている。なお、NEWREP-Aは、上記ICJ判決の内容を十分に考慮した上で策定され、同判決に整合するものである。

NEWREP-Aに基づく調査は、2015年12月から実施され、2015年度、2016年度の調査においては、計画どおり333頭のクロミンククジラが捕獲された。

北西太平洋における新調査計画「新北西太平洋鯨類科学調査計画（NEWREP-NP）」案は2016年11月にIWC科学委員会に提出され、IWCの規定に従い、2017年1～2月にIWC科学委員会主催の専門家パネルによるレビューが行われた。今後、2017年5月のIWC科学委員会での議論の結果を踏まえ最終化し、来年度からの調査を目指している。NEWREP-NP案は、

ア 日本沿岸域におけるミンククジラのより精緻な捕獲枠算出（既にIWC科学委員会で算出済の捕獲枠を精緻化）

イ 沖合におけるイワシクジラの妥当な捕獲枠算出（これまでIWC科学委員会では捕獲枠を算出していない）

を目的に、ミンククジラを毎年174頭（網走沿岸域：47頭、太平洋沿岸域：100頭、沖合域27頭）、イワシクジラを毎年140頭捕獲するほか、目視調査やパイオプシー採取等の非致命的調査も実施することとなっている。なお、NEWREP-NP案は、上記ICJ判決の内容を十分に考慮した上で策定され、同判決に整合するものである。

注：なお、本稿に記載した計画案は、科学委員会での議論を経て、一部修正のうえ最終化された。

#### (4) 沿岸小型捕鯨

我が国の沿岸小型捕鯨は、従来ミンククジラを主対象に操業を行っていた。しかし、1988年に日本でも発効した商業捕鯨モラトリアムは資源状態が良い鯨でも捕獲を一時停止する措置であったため、同年以降は沿岸小型捕鯨においてもミンククジラが捕獲できない状態が続いており、現在、ツチクジラをはじめとするIWC規制対象外の鯨種のみ捕獲している。しかしながら、沿岸小型捕鯨地域においてはミンククジラ捕鯨が地域にとって社会・経済・文化的に重要な意味を持つことから、商業捕鯨の一時停止導入ののち、毎年、我が国は沿岸小型捕鯨への特別捕獲枠の設定を繰り返し提案してきた。しかしながら、IWCでは沿岸小型捕鯨地域における社会・経済・文化的な意味合いを認めつつ、反捕鯨国の反対多数により提案は否決され続けた。2013年の科学委員会では、蓄積された科学的情報に基づき、RMPを用いて、我が国周辺海域のミンククジラの商業的な捕獲枠の試算が完了した。2014年のIWC総会では、我が国はこの科学委員会による試算値に基づく持続的な捕獲枠の設定を提案したが、投票の結果否決された。総会后、我が国は反対に投票した加盟国に対し、反対した理由を問う質問票を送付したが、その回答に科学的又は法的な理由を示すものはなく、専ら「全世界的な商業捕鯨モラトリアムの継続を支持する」等の一般的な内容にとどまった。これは、提案に反対する加盟国が、科学的又は法的な根拠に基づいて商業的な捕獲枠設置に反対しているわけではなく、あらゆる形の捕鯨に反対する国々の政策的立場に基づいた反対であることを示しており、鯨類の利用に対する根本的な立場の相違が明らかになった。これらの回答を受け、我が国は、反対票を投じた国は科学的根拠に基づく捕獲枠を受け入れず、鯨類資源の持続的利用を否定して

いるものであり、2016年の次回の総会までに、専門家会合を含め、様々なレベルで当該国と持続的な利用のあり方等について議論を行いたい旨を表明した。

2016年総会においては、我が国は、沿岸小型捕鯨の捕獲枠をめぐる賛否対立の根本的理由が、鯨と捕鯨に対する政策的立場の違いであると指摘。沿岸小型捕鯨だけでなく、IWC全体に関係する問題として、2018年の総会までの間に、鯨と捕鯨に対する根本的な意見の違いを踏まえた今後のIWCの道筋に関して、透明性のある形で議論を進めることを提案した。

#### (5) 鯨類捕獲調査に対する反捕鯨NGOの妨害活動

南極海における鯨類科学調査に対しては、調査の開始当初からグリーンピースやシー・シェパード（SS）といった反捕鯨団体が不当かつ危険な妨害活動を繰り返してきている。特にSSは、給油作業中の調査船への体当たり、スクルーを狙ったロープやワイヤーの海中への投入など、調査船の安全や乗組員の生命を脅かす許しがたい妨害行為を繰り返し行っており、このため、関係省庁が連携し、水産庁監視船の派遣やSS船舶の旗国・寄港国等に対し、働きかけを行うなど、安全対策を強化してきた。

なお、2014年度の南極海における鯨類調査（捕獲を伴わない）及び2015年度のNEWREP-Aに基づく調査への妨害行為はなかった。2016年度においては、調査船がSSの船舶等と遭遇することがあったものの、水産庁監視船を派遣するなど安全対策に万全を期したことにより、調査船や乗組員の安全を脅かすような妨害行為はなかった。

## 10 遊漁・海面利用

国民の自然志向・健康志向などを背景として海の利用のニーズが多様化する中で、従来からの釣り、潮干狩りといった遊漁活動に加え、ヨット・モーターボート、水上オートバイなどのプレジャーボートやスキューバダイビングなど、多様な海洋性レクリエーションが進展している。

このような状況の中、漁業者、遊漁者、海洋性関係者等からなる海面利用協議会が都道府県に設置され、調和がとれた海面利用を図っている。

遊漁船業については、各都道府県に登録した遊漁船業者数は、平成29年3月31日時点において13,447業者、登録された遊漁船の隻数は、16,254隻であった。

また、遊漁船事故情報の収集・分析を行うとともに遊漁船業者等に対して安全講習会を行う。また、各種イベントや遊漁船指導員を派遣し、現場で遊漁の安全

指導等を行う遊漁安全指導等推進事業を実施した。

## 第10節 わが国における漁業取締り

### 1 外国漁船の取締り

平成11年1月の新日韓漁業協定、平成12年6月の新日中漁業協定の発効に伴い、ロシア漁船と合わせ約1,400隻もの外国漁船が我が国の許可を受けて我が国で操業を行うこととなった。水産庁ではこれらの外国漁船による違反操業の未然防止のための立入検査を実施するとともに、違反及び無許可外国漁船の拿捕、密漁設置漁具の押収等の漁業取締りを実施しており、特に外国漁船による違反が頻発している九州・沖縄・山陰周辺等の海域については、漁業取締船、漁業取締航空機を重点的に配備している。

これら漁業取締りにより拿捕した違反漁船に対しては、司法処分が科されるとともに、行政処分として許可の停止や取消しの処分を実施しており、平成28年における拿捕件数は6隻（韓国漁船5隻、中国漁船1隻）であった。

また、平成28年における外国漁船による密漁漁具の押収量は、刺網・延縄が約0.3km、箆漁具が1,939個に達した。

### 2 沿岸・沖合等漁業の取締り

水産庁における我が国の沿岸・沖合等漁業に関する取締りは、主として指定漁業、特定大臣許可漁業等に対して行っているが、併せて都道府県の知事許可の沿岸漁業に対しても指導・取締りを行っている。

また、検挙した違反漁船に対しては、司法処分が科されるとともに停泊処分等の行政処分を実施しており、平成28年における検挙件数は8隻（小型機船底びき網漁業7隻、大中型まき網漁業等1隻）であった。

### 3 漁業取締体制の強化

水産庁では、漁業指導・取締りのため、漁業取締船（官船7隻、用船37隻）、漁業取締航空機（チャーター機4機）を配備して取締りを行っている。

外国漁船の違法操業では、無許可操業や操業日誌の虚偽記載が最も多く、さらに密漁漁具の設置等、悪質・巧妙化している。また、東シナ海において増大している虎網漁船等の中国新型まき網漁船の北太平洋公海

への進出や、日台民間漁業取決めに基づく操業ルール等に伴い対処すべき新たな課題が生じている。

近年、中国漁船が我が国排他的経済水域（以下「EEZ」という。）の境界線付近で操業を活発化させている。東シナ海では、以前からの底びき網漁法に加え、新型のまき網漁法の操業が活発化していた。平成27年から道東・三陸沖の我が国EEZ境界線付近で大型の新型まき網漁船が急増していたが、平成28年には更に増加して288隻（前年194隻）となり、このうち北太平洋漁業委員会（NPFC）への未登録が疑われるものが67隻に及んだ。このような取締り活動による情報は、NPFCをはじめとする国際的な資源管理に活用しており、水産庁の漁業取締りの特色ともなっている。

このように悪質・巧妙化する違反漁船や拡大する取締りの課題に対処するため、漁業取締船の増隻、取締機器の更新等を実施するとともに、海上保安庁との連携を強化し、効率的かつ効果的に徹底した取締りを実施している。

## 第11節 国際漁業交渉

### 1 海洋法条約の発効と国際連合における漁業の議論

#### (1) 海洋法に関する国際連合条約

200海里漁業専管水域、さらには200海里経済水域の設定は1970年代末から実質的な適用が各国によって始められていたが、「海洋法に関する国際連合条約」（UNCLOS）が1994年11月16日に批准国数を満たして発効したため、我が国は1996年7月20日に同条約を受諾すると共に、国内法を整備することとなった。

#### (2) 公海漁業をめぐる動き

実質的な200海里体制に伴って、1980年代には国連における漁業の議論は公海を中心とするものに移行した。1980年代末に南太平洋から始まった公海流し網漁業規制の動きはその後加速し、1991年の国連総会では、公海大規模流し網漁業の停止を勧告する国連決議が採択された。また、1992年には国連地球（環境）サミットの結果を受けて設置された持続可能な開発委員会（CSD）においては、公海における海洋保護区の設置や小規模島嶼国の持続可能な開発に関する議論が行われて、以降の公海漁業に関する議論に影響を及ぼすこととなった。

2000年代に入り、国連は、環境保護団体等の強力な圧力を受けて、底びき網漁業等が公海深海底の生態系に影響を与えているとし、2006年の総会において、地

域漁業管理機関や関係国が脆弱生態系及び深海漁業資源の適切な保存管理措置を講じることを求める決議を採択した。この決議は既存の地域漁業管理機関に大きな影響を与えたほか、底魚資源に関する地域漁業管理機関が設置されていない南北太平洋、インド洋等において、新たな地域漁業管理機関の設置が急務となった。

我が国は、特に北太平洋公海での新たな地域管理機関の設置に中心的な役割を果たし、2015年7月には北太平洋漁業委員会（NPFC）が設置された。

### (3) FAO水産委員会等における議論

漁業資源に関する権利と義務がUNCLOSによって概ね確定したことを受けて、国連食糧農業機関（FAO）は、途上国、沿岸国の漁業管理責任にも着目し、1995年には「責任ある漁業のための行動規範」を採択している。その後、はえ縄漁業による海鳥の混獲管理やサメ類の保存管理等の国際行動計画、IUU漁業対策に係る国際行動計画等を策定し、行動規範の履行を推進している。これらの行動計画の実施状況等については、定期的なFAO水産委員会においてレビューされている。

## 2 二 国 間 交 渉

### (1) 日 口 漁 業 委 員 会 第 33 回 会 議

2017年の日口双方の漁船の相手国200海里水域における操業条件について協議する日口漁業委員会第33回会議が、2016年11月28日から12月3日まで東京において開催された。

（協議の経過）

日口漁業委員会第33回会議は、日本側からは浅川水産庁資源管理部長ほか、ロシア側からはサフチュクロシア連邦漁業庁副長官ほかが出席した。

本協議は、厳しいものとなったが、日本側漁業者の希望を踏まえ粘り強く交渉した結果、次の内容で妥結した。

（妥結の内容）

ア ロシア水域における日本漁船の操業条件

(ア) 相互性入漁

a 漁獲割当量は65,135.9t（前年63,455.9t）。

b 日本側（民間団体）からロシア側に対し機材の供与を含む協力事業を実施。

(イ) 有償操業

a 漁獲割当量は1,062.2t（前年1044.7t）。

b 日本側（民間団体）はロシア側に4,132.9万円を支払う。

(ウ) 共通事項

許可隻数枠は相互性、有償併せて568隻。

イ 日本水域におけるロシア漁船の操業条件

(ア) 漁獲割当量は65,135.9t（前年63,455.9t）。

(イ) 許可隻数枠は101隻（前年同）。

### (2) 日 口 漁 業 合 同 委 員 会 第 33 回 会 議

日口漁業合同委員会第33回会議が2017年3月20日から3月27日までの間、モスクワにおいて開催された。

本委員会においては、当面する漁期におけるロシアを母川国とする溯河性魚類（さけ・ます）の日本による漁獲の条件が決定されるとともに、北西太平洋の公海における生物資源の保存及び管理の問題、漁業の分野における両国政府間の科学技術協力等につき広く意見交換が行われた。

（協議の概要）

日口漁業合同委員会第33回会議は、日本側からは保科水産庁増殖推進部長ほか、ロシア側からはサフチュクロシア連邦漁業庁副長官ほかが出席した。本協議においては、日本側から海洋環境の影響により漁獲が不安定かつ低調な状態が続いていることから、協力費の引き下げを主張したが、ロシア側は、資源量は高水準にあり、漁獲が十分に見込まれることから協力費の引き上げを主張した。この結果、最終的に次の内容で妥結した。

ア 2017年に日本漁船が日本200海里内で漁獲するロシア系さけ・ますの上限量を2,050t（前年同）。

イ 日本200海里内を回遊するロシア系さけ・ますの保存への協力の一環として、日本側（民間団体）はロシア側に対して2億6,479万円～3億25万円（前年2億6,405万円～3億6万円、具体的な額は漁獲実績に応じて決定。）に相当する機械及び設備をさけ・ます再生産のためロシア側に供与する。

このほかの議題である、漁業の分野における両国の民間ベースでの協力については、今後とも互恵的な形で発展させていくことで一致し、2017年の漁業の分野における両国政府間の科学技術協力計画が採択される等、幅広い議論が行われた。

### (3) ロシア連邦の200海里水域における日本国の漁船によるロシア系さけ・ますの2017年における漁獲に関する日口政府間協議

本協議は2017年3月27日から31日及び5月3日から5月4日までモスクワにおいて開催された。

本協議においては、我が国漁船によるロシア連邦の200海里水域におけるロシア系さけ・ますの漁獲の条件が決定された。

（協議の概要）

日本側からは保科水産庁増殖推進部長ほか、ロシア側からはサフチュクロシア連邦漁業庁副長官ほかが出席した。

本協議では、2016年1月からロシア水域において流し網漁業が禁止されたことから、漁船を用いた曳き網による試験的な操業を行うための漁獲割当量及び入漁料に関する交渉を行った結果、次のとおりの内容で妥結した。

(妥結の内容)

漁獲割当量は62 t (前年は68.88 t)。

操業隻数は1隻 (前年は調査船1隻)。

#### (4) 日韓漁業協定

1998年9月25日、日本海及び済州島南部水域での暫定水域の設定、すけとうだら、ずわいがに、その他の漁獲量の取扱い等に関して基本合意に達し、11月28日に鹿児島で署名が、12月11日に我が国国会で、翌年1月6日に韓国の国会で協定が承認された。

他方、基本合意後において双方のEEZにおける操業条件、漁獲割当量や暫定水域での資源管理等について協議が続けられたものの、特に韓国のズワイガニを目的とする底刺し網漁業、かご漁業の扱いを巡って韓国側と日本側との意見が対立した。このため1999年1月22日、協定は発効したものの、双方のEEZでの相手国漁船の操業は行えない状況が続いた。2月5日、日韓双方の相手国水域での操業条件についての合意が得られ、2月22日から相手国水域での相互操業が行われた。その後、毎年、自国EEZに入漁する相手国漁船の操業条件について協議が行われている。

2015年漁期については、当初、2014年漁期(2014年7月1日～2015年6月)の相互入漁条件を決める政府間交渉を2014年4月から開始したが、2014年漁期が始まる同年7月1日までに合意に至らなかったために、相互入漁は一時的に中断した。その後も、累次交渉を行い、合意できる内容が確保されたのが、2014年漁期から約6か月が経過した同年末であったため、次漁期は2014年漁期の残りとして2015年漁期を併せて2015年漁期とすることとした。

2015年1月9日にソウルにて第16回日韓漁業共同委員会が開催され、2015年漁期(2015年1月20日～2016年6月30日)の相互入漁条件等について妥結した。主な合意内容として、2015年漁期の操業条件については、日韓それぞれ総漁獲割当量68,204 t (前漁期の割当量60,000 tをベースに、漁期を17か月強にしたことを踏まえ調整)、総許可隻数860隻(前漁期同)となったほか、韓国はえ縄漁船の許可隻数を今後5年間(2019年末まで)で2割削減(40隻)することや、韓国漁船の違法操業の根絶のための対策強化、日本の改革型まき網漁船(いわゆる199 t型漁船)の入漁を2019年漁期(2020年6月まで)まで全船の操業を確保すること等に合意した。

また、暫定水域の資源管理等については、ズワイガニ資源等を保護するため、日本海の暫定水域における海底清掃事業を維持・拡大するとともに、違法操業を防止するため韓国政府は同水域に漁業指導船を配置すること等について合意した。

#### (5) 日中漁業協定

日中間においては、2000年2月に北京で開催された大臣級協議により、UNCLOSの趣旨に即した新たな協定を、2000年6月1日に発効することで意見が一致した。それに伴い、2000年4月から相手国入漁のための操業条件等の決定のために3回の部長・副局長協議を開催し、2000年5月18日に2000年漁期の操業条件について合意し、2000年6月1日に新協定が発効した。

日中漁業協定に基づき、日中漁業共同委員会において、EEZに入漁する相手国漁船の操業条件について両国へ勧告されているほか、暫定措置水域における資源管理措置、日中海洋生物資源専門家小委員会の設置等が決定されている。

2016年漁期の相手国入漁のための操業条件については、2016年11月24日に共同委員会において、漁獲割当量等の削減を行うこととし、日中両国とも総漁獲割当量及び総許可隻数をそれぞれ8,720 t及び290隻とすること等を内容とする2016年漁期の操業条件に合意した。また、東シナ海の資源の保護の促進のため、暫定措置水域における中国まき網漁業の漁獲量上限の努力目標値の新設したほか、中国の無許可漁船の根絶対策の促進や中国の虎網漁船等の管理強化(隻数の凍結及び今後の削減等)などについて引き続き、両国で連携・協力して取り組むこと等を日中両国政府に勧告することが決定された。

#### (6) 日台民間漁業取決め

日台間においては、2013年4月に、我が国の公益財団法人交流協会と台湾の亜東関係協会との間でいわゆる日台民間漁業取決めが締結された。

この取決めは、日台双方が友好と互惠協力の精神で協議を積み重ねた結果、東シナ海における平和及び安定の維持、友好及び互惠協力の推進、海洋生物資源の保存及び合理的な利用並びに操業秩序の維持を目的として、日台双方の民間窓口機関の間での署名に至ったものである。

この取決めが適用される水域は、東シナ海の北緯27度以南の一定のEEZであり、クロマグロ等の好漁場となっている。この水域で操業方法が異なる日台の漁船がトラブルなく操業するためには一定の操業ルールが必要であることから、本取決めに基づき設置された日台漁業委員会において、2014年1月の第3回会合において日台双方の漁船が遵守すべき操業ルールが決定さ

れた。さらに、2015年3月の第4回会合において本操業ルールが見直され、いわゆる八重山北方三角水域において日台双方の漁船が昼夜で交代して操業する水域を大幅に拡大することや、特別協力水域のうち北緯26度以南において台湾はえ縄漁船が可能な限り投縄しない水域を設けること、取決め適用水域全域において8月から翌年3月までの間、はえ縄漁船は適切な船間距離を確保することなどで合意した。2016年3月の第5回会合においては、八重山北方三角水域における操業ルールについて検討する専門会議の開催に合意した。2017年3月1日から3日の第6回会合においては、トラブルを避けるため、それぞれの漁船へのAIS（船舶自動識別装置）の搭載を推奨すること等で合意した。

#### (7) 日パプアニューギニア漁業交渉

1978年に締結された日・パプアニューギニア漁業協定により、我が国まぐろはえ縄・かつお一本釣り・まき網漁船が入漁していたが、1986年12月、パプアニューギニア側が従来の入漁料より2倍以上の値上げを要求したため交渉は決裂し、協定は1987年3月をもって失効した。2006年4月に本格的な入漁交渉を再開し、同年5月1日から、まき網漁船の入漁が認められ、また、2015年1月からは、はえ縄漁船の入漁も開始され、現在に至るまで安定的な入漁関係が維持されている。

#### (8) 日キリバス漁業交渉

1978年6月に発効した日・ギルバート諸島政府間漁業協定（キリバスの独立は1979年7月12日）に基づき、まぐろはえ縄・かつお一本釣りを対象とする入漁協定が1978年7月に発効した。入漁協定は操業条件をめぐり4度にわたる決裂中断があった（1981年7月-10月、1982年11月-1983年8月、1993年8月-9月、1997年6月-9月）。その後は安定的な入漁関係が維持されていたが、はえ縄については操業条件をめぐり交渉がまとまらず、協定は2016年11月をもって失効した。まき網漁船を対象とする入漁協定は、1993年9月に発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている。

#### (9) 日ソロモン諸島漁業交渉

1978年9月に発効した日・ソロモン諸島政府間漁業協定に基づき、まぐろはえ縄・かつお一本釣り漁船を対象とする入漁協定が1978年10月に発効した。入漁協定は操業条件をめぐり2度にわたる決裂中断があった（1982年10月-1983年1月、1999年1月-2000年9月）。その後は安定的な入漁関係が維持されていたが、はえ縄漁船については操業条件をめぐり交渉がまとまらず、協定は2015年12月をもって失効し、その後、2016年4月に入漁が再開したものの、2016年12月、操業条件をめぐり交渉がまとまらず、協定は2016年12月をもって再度失効した。一本釣りについては現在まで安定的な入漁関係が維持されている。

また、まき網漁船については、入漁協定が2000年10月に発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている。

#### (10) 日ミクロネシア連邦漁業交渉

1979年4月にまぐろはえ縄・かつお一本釣り・まき網漁船を対象とする入漁協定が発効した。入漁協定は操業条件をめぐり2度にわたる決裂中断があった（1982年1月-4月、1983年8月-1984年2月）。その後は安定的な入漁関係が維持されていたが、凍結まぐろはえ縄漁船については操業条件をめぐり交渉がまとまらず、協定は2015年12月をもって失効した。生鮮まぐろはえ縄・かつお一本釣り・まき網漁船については現在まで安定的な入漁関係が維持されている。

#### (11) 日マーシャル諸島漁業交渉

1979年7月、まぐろはえ縄・かつお一本釣り漁船を対象とする入漁協定が発効した。その後、先方政府からの希望により、日・マーシャル諸島漁業協定が1981年4月に発効し、まぐろはえ縄漁船・まき網漁船については現在まで安定的な入漁関係が維持されている。一本釣りについては操業条件をめぐり交渉がまとまらず、協定は2015年12月をもって失効したが、2016年9月に再度協定が発効され、現在まで安定的な入漁関係が維持されている。

#### (12) 日パラオ漁業交渉

1979年1月にまぐろはえ縄・かつお一本釣り・まき網漁船を対象とする入漁協定が発効した。入漁協定は操業条件をめぐり3度にわたる決裂中断があった（1982年10月-1983年12月、1986年7月、1991年8月-1992年1月）。その後は安定的な入漁関係が維持されている。

#### (13) 日ツバル漁業交渉

1986年6月に発効した日・ツバル漁業協定に基づき、まぐろはえ縄・かつお一本釣り漁船を対象とする入漁協定が1986年6月に発効した。入漁協定は操業条件をめぐり2度にわたる決裂中断があった（1988年6月-1990年5月、1991年6月-1994年2月）。その後は安定的な入漁関係が維持されていたが、2016年12月、操業条件をめぐり交渉がまとまらず、継続協議となっている。まき網漁船を対象とした入漁協定は、1998年3月に発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている。

#### (14) 日ナウル漁業交渉

1994年7月にまぐろはえ縄・かつお一本釣り・まき網漁船を対象とする入漁協定が発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている。

#### (15) 日フィジー漁業交渉

1998年7月にまぐろはえ縄・かつお一本釣り・まき

網漁船を対象とする入漁協定が発効し、現在まで安定した入漁関係が維持されている。

(16) 日モロッコ漁業交渉

1985年に署名された日・モロッコ漁業協定に基づき、毎年、モロッコ水域におけるまぐろはえ縄漁船の操業条件等について協議を行っている。同協定が署名されて以降、現在に至るまで安定した入漁関係が維持されている。

(17) 日ペルー非公式漁業協議

ペルーにおいて2011年10月に交付された大統領令「アメリカオアカイカ漁業管理法施行規則」において、外国漁船の入漁については「価格競争公開入札」によるとされたが、入札制度が整備されず、2012年1月1日以降、ペルー水域内での操業は停止した。2012年10月10日に非公式協議を開催し、入札制度に関する意見交換及び入札の早期実施を要請したが、制度未整備の状態が続いている。

3 多国間交渉

(1) 国際捕鯨委員会 (IWC)

第65回国際捕鯨委員会 (IWC) 総会が、2014年9月14日から18日までポルトロージュ (スロベニア) において開催された。加盟国88か国中64か国が出席。

主要論点についての概要は以下のとおり。

ア 議長・副議長の選出

今次会合は、コンプトンIWCセントルシア政府代表が議長を務めた。会合最終日に、マイニーニIWCスイス連邦政府代表が次期議長に、森下IWC日本政府代表が次期副議長に選出された。

イ ニュージーランド (NZ) 決議 (鯨類捕獲調査)

NZが提案したIWC総会 (隔年開催のため、次回は2016年開催) が検討するまで捕獲調査の許可を発給しないよう勧告する決議案が投票に付され、採択された。(賛成35、反対20、棄権5)

この結果を受け、我が国は、決議が締約国政府の特別許可の発給の権利を制限しようとしていると指摘するとともに、国際司法裁判所の判決を踏まえた新たな南極海鯨類捕獲調査を2015年度から実施すべく、そのための取組みを着実に進めていくこと、我が国の取組みは、国際捕鯨取締条約の規定に完全に合致した国際法及び科学的根拠に基づくものであることを説明した。

ウ サンクチュアリ

ブラジル、アルゼンチン等が共同提案した南大西洋サンクチュアリ設置提案 (南大西洋を鯨類の保護

区域とし、一切の商業捕鯨を禁止するもの) が投票に付され、否決された。(賛成40、反対18、棄権2)

エ 先住民生存捕鯨

デンマークが提案したグリーンランド先住民生存捕鯨の2015年から2018年までの年間の捕獲枠 (ミンク鯨176頭、ナガス鯨19頭、ホッキョク鯨2頭、ザトウ鯨10頭) が投票に付され、採択された。(賛成46、反対11、棄権3)

オ 社会経済的影響と小型捕鯨

我が国から、2013年のIWC科学委員会の試算結果を踏まえ、科学的根拠に基づくミンク鯨の捕獲枠 (17頭) を設定する提案を行い、投票にかけたが、否決された。(賛成19、反対39、棄権2)

これを受け、我が国から、反対票を投じた国は科学的根拠に基づく捕獲枠を受け入れず、鯨類資源の持続的な利用を否定したとの理解であり、次回の総会までに、専門家会合を含め、様々なレベルで当該国と持続的な利用のあり方等について議論を行いたい旨を表明した。

2015年1月、我が国は全加盟国に対し本提案に反対した理由を公開質問状で照会し、これまでにNZ、豪州、米国、ラ米諸国、イスラエルからの回答を得ている。我が国は、これらの回答を分析し、次回総会における議論の準備を行う考え。

カ 海上の安全

我が国から、シー・シェパード (SS) による我が国の鯨類捕獲調査に対する妨害行為について、映像を用いたプレゼンテーションを行い、関係国に対し、実効的な措置を講じるよう、強く要請した。また、太地町から、イルカ追い込み漁に関するSSの妨害行為につき説明し、妨害があろうとも、この漁を止めることは無い旨表明した。

キ 次回会合

次回のIWC総会は、2年後 (平成28年) に開催することとされた (場所はスロベニア)。

(2) 北太平洋溯河性魚類委員会 (NPAFC)

北太平洋におけるさけ・ます資源の保存を目的とした同公海海域におけるさけ・ます漁業の禁止を主たる内容とした「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」は、1993年2月16日に発効したが、本条約に基づき「北太平洋溯河性魚類委員会 (NPAFC)」の年次会議が1993年以降毎年開催され、締約国間の取締り協力、さけ・ます資源に関する科学的知見等について協議が行われている。

2016年については、第24回年次会議が釜山 (韓国) で5月16日から5月20日まで開催され、条約加盟国である日本、米国、カナダ、ロシア、韓国 (2003年加盟)

の5か国の他、オブザーバーとして北太平洋漁業委員会（NPFC）が出席した。

主な討議内容として、取締活動については、各国から2015年のNPAFC条約水域（北緯33度以北の北太平洋公海）における、さけ・ます違法操業の取締りに関する報告が行われ、引き続き加盟国間で連携を図り、条約水域における違法操業の防止に取り組むことで一致した。

また、さけ・ます資源に関する科学調査については、太平洋におけるさけ・ますの資源量が引き続き高い水準にあることが報告されたほか、今後の調査の方向性について議論が行われた。次回の第25回年次会議は、ビクトリア（カナダ）で5月中旬に開催されることが決定された。

### (3) 北西大西洋漁業機関（NAFO）

2016年9月にバラデロ（キューバ）において、第38回年次会合が開催された。

ア カラスガレイの漁獲可能漁（TAC）及び漁獲枠

2016年のTACは昨年と同じ14,799 tとなった。我が国の漁獲枠も昨年と同じ1,124 tとなった。

イ アカウオ（3M区及び3O区）の漁獲枠

従来どおりの漁獲枠（400 t及び150 t）が確保された。

### (4) 全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）

2016年6～7月、同年10月、2017年2月に、ラホヤ（米国）にて第90回会合（年次会合）、第90回会合（年次会合：再開会合）及び第91回会合（特別会合）が開催され、東部太平洋のまぐろ資源の保存管理につき議論が行われた。

ア 太平洋クロマグロ

現行の保存管理措置（注）が継続されることとなった。

また、WCPFCに合わせ、(A)親魚資源量を2024年までに歴史的中間値まで60%以上の確率で回復させることを暫定回復目標とすること、(B)2030年までの次期中間目標を、2018年の年次会合で作成することが合意された。

注：現行の太平洋クロマグロの主な保存管理措置（2017年、2018年）

(7) 商業漁業については、2017年及び2018年の年間漁獲上限3,300 tを原則とし、2年間の合計が6,600 tを超えないように管理する。

(4) 30kg未満の漁獲の比率を50%まで削減するよう努力する。

イ メバチ・キハダ

2017年について、①下記(7)及び(4)の内容の現行措置を継続すること、②まき網漁業のうち一部の漁

法に新たな漁獲上限を導入すること、③2017年5月に行われる資源評価結果を踏まえ、7月の次回会合で措置を見直しを行うことが合意された。

(7) まき網漁業

a 62日間の全面禁漁

b 沖合特定区での1か月間の禁漁

(4) はえ縄漁業

国別メバチ漁獲枠の設定（我が国漁獲枠は32,372 t）

### (5) 大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）

2016年11月にヴィラモウラ（ポルトガル）において、大西洋まぐろ類保存国際委員会第20回特別会合（年次会合）が開催された。

ア 北ビンナガの保存管理措置

現行28,000 tである総漁獲可能量（TAC）を、2017年から2018年まで維持し、2018年に2019年及び2020年のTACを議論することが合意された。

イ 南ビンナガの保存管理措置

現行24,000 tであるTACを、2017年から2020年まで維持することが合意された。なお、同期間の我が国の割当は、ブラジル等からの200 tの移譲を含め、1,555 tとなった。

ウ 東大西洋クロマグロの保存管理措置

2014年の合意等を踏まえ、2016年に19,296 t（うち日本の割当は1,608.21 t）であるTACを、2017年に23,655 t（うち日本の割当は1,930.88 t）に増加させることが確認された。

エ 西大西洋クロマグロの保存管理措置

2016年に2,000 t（うち日本の割当は345.74 t）であるTACを、2017年も継続することが確認された。

### (6) 南極海洋生物資源保存委員会（CCAMLR）

2016年10月にホバート（豪州）において、第35回年次会合が開催され、メロ及びオキアミの保存管理措置等について議論が行われた。

メロについては、2017年漁期の海区ごとのTACが決定され、我が国漁船の操業が認められた海域のTACは、合計で3,979 tとなった。また、現在操業が禁止されている海域における、メロ資源状況の調査を行うことを目的とする我が国の調査計画が引き続き認められた。

### (7) みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）

2016年10月に高雄（台湾）で開催された第23回年次会合では、科学委員会による勧告を踏まえ、ミナミマグロの2018年から2020年のTACについては、各年17,647 tとすることが決定された。その内、我が国の割当量は各年6,165 tである。



(8) 中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC)

2016年12月に、ナンディ (フィジー) において第13回年次会合が開催され、中西部太平洋のかつお・まぐろ資源の保存管理について議論が行われた。

ア 熱帯マグロ (メバチ・キハダ・カツオ)

現行の保存管理措置の見直しが議論されたが、以下のとおり現行措置が継続することとなった。

(7) まき網 (熱帯水域)

2014～2016年：集魚装置 (FAD) 操業禁止3か月＋FAD操業禁止の1か月延長又は同等のFAD操業回数制限。

2017年：2015・2016年のFAD操業管理措置に加え、公海周年FAD操業禁止

(4) はえ縄

メバチの漁獲量を2001～2004年の平均値から40%削減 (2014年から段階的に実施)。

イ 太平洋クロマグロの保存管理措置

2015年9月に開催された北小委員会 (注1) の合意事項が採択された。

(7) 親魚資源量を2024年までに、少なくとも60%の確率で歴史的中間値まで回復させることを暫定回復目標とする。

(4) 30kg未満の小型魚の漁獲量を2002～2004年平均水準から半減させる (WCPFC全体で9,450tから4,725t、うち我が国が8,015tから4,007tに削減)。

(ウ) 30kg以上の大型魚の漁獲量を2002～2004年平均水準から増加させない (WCPFC全体で6,591t、うち我が国は4,882t)。

また、WCPFCから「北小委員会」に対し、2017年の年次会合での採択を目指し、以下の示唆を十分に考慮するよう要請があった。

(エ) 遅くとも2034年までに初期資源 (注2) の20%まで資源を回復させる保存管理措置を策定すべき

(カ) 「緊急ルール」 (加入量の著しい低下が発生した場合に緊急的に発動する措置) を策定すべき

また、これらの検討のために、ISC (北太平洋まぐろ類国際科学小委員会) に対し、「加入量の著しい低下」と「低下に伴うリスク」を定義するよう要求した。

注1：北小委員会は、主に北緯20度以北の水域に分布する資源 (太平洋クロマグロ、北太平洋ビンナガ、北太平洋メカジキ) の資源管理措置について本委員会に勧告を行うWCPFCの下部組織。

注2：資源評価上の仮定を用いて、漁業がない場合に資源が理論上どこまで増えるかを推定した数字。

(9) インド洋まぐろ類委員会 (IOTC)

2016年5月にレユニオン (フランス領) において第20回年次会合が開催された。

ア マグロ類の保存管理措置

科学委員会から資源状態が良好でないと指摘されたキハダに関して、2017年～2019年の各国の漁獲量を、まき網については2014年から15%削減、はえ縄については2014年から10%削減するなどの保存管理措置が合意された。ただし、これらの措置は、2014年のまき網・はえ縄の漁獲量が、それぞれ5,000tを超えた国に適用されるため、我が国は当該措置の対象外 (2014年の我が国漁船によるインド洋におけるキハダ漁獲量：まき網433t、はえ縄3,644t)。

イ 混獲種の保存管理措置

船上においてサメのヒレを切り落とす行為を禁止する提案が議論されたが、我が国等の反対により採択されなかった。

(10) 南東大西洋漁業機関 (SEAFO)

2016年11月28日から12月2日までポートエリザベス (南アフリカ共和国) において第13回年次会合が開催された。

ア メロの保存管理措置について、2017年及び2018年のTACは266tに設定された。

イ マルズワイガニの保存管理措置について、2017年及び2018年のTACは380tに設定された。

(11) 南インド洋漁業協定 (SIOFA)

2016年7月にレユニオン (フランス領) において第3回締約国会議が開催された。

ア 底魚漁業の保存管理措置

漁船登録、操業データ収集、IUU漁船リスト作成に関する規則が採択された。また、当面の暫定措置として、以下の措置が採択された。

(7) 底魚漁業の努力量 (漁船数等) 又は漁獲量を過去の平均レベルに抑える

(4) 底びき網の操業区域をこれまでの操業区域から拡大しない

(ウ) 底魚漁業が脆弱な生態系に対して重大な影響を与えないようにする

イ 会議・事務局の運営に必要な事項

財政規則、事務局設置にかかる本部協定等が採択された。

(12) 北太平洋漁業委員会 (NPFC)

2016年8月に東京にて第2回委員会会合が開催された。

ア IUU漁船対策

我が国の提案により、IUU (違法・無報告・無規制) 漁船リストの作成手続きが採択された。

## イ サンマの保存管理措置（現行措置の維持）

(7) 2017年に行われる資源評価に基づき、新たな保存管理措置がとられるまでの間、漁船の許可隻数の急激な増加を抑制

(4) 公海で操業する漁船へのVMSの設置を義務付けウ マサバの保存管理措置

我が国の提案により、以下の保存管理措置が採択された。

(7) 可能な限り早期に資源評価を完了させ、それまでの間、北太平洋公海でマサバを漁獲する許可漁船の隻数を増加させないことを推奨する措置

(4) 公海で操業する漁船へのVMSの設置を義務付け

## エ 漁船登録制度（現行措置の維持）

毎年、公海で操業する許可を得た漁船を事務局に登録

## (13) その他

## ア ベーリング公海漁業条約

「中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約（ベーリング公海漁業条約）」に基づく第21回年次会議及び科学技術委員会については、2016年9月12日から11月11日までの間、我が国がホスト国となり、電子メールを活用したバーチャル形式で開催された。年次会議には加盟6か国のうち5か国（日本、韓国、ポーランド、ロシア及び米国）が出席した（中国は欠席）。

## (協議の概要)

今回の年次会議においても、ベーリング公海におけるスケトウダラ資源の回復を示す情報は得られず、1993年からのモラトリアム（操業の一時停止）は2017年も継続されることとなった。

また、我が国は、これまでの年次会議で主張してきたと同様に、今会議においても、漁獲可能水準（AHL：条約水域におけるスケトウダラの漁獲可能量。年次会議の科学技術委員会によるスケトウダラの資源評価に基づき、原則として条約加盟国の意見の一致をもって設定される。）を設定し、漁業再開に向けた作業を進めるべきと主張したが、米国及びロシアからの支持を得られず、AHLは設定されなかった。

次回年次会議については、韓国がホストとなり、引き続きバーチャル形式での会合を開催することとなった。

## イ ウナギの国際的資源保護・管理に係る非公式協議

ニホンウナギは、マリアナ海溝周辺海域で生まれた後、我が国を含む東アジア沿岸域に回遊し、養殖用種苗として利用されており、資源の持続的な利用

のためには関係国・地域の協力が必要である。このため2012年から我が国の呼びかけにより、東アジアの関係国・地域にて国際的な資源管理措置を議論するための非公式協議を継続して開催しており、2014年9月に日本、中国、韓国、台湾の4か国・地域にて、ウナギ養殖池への種苗の池入れ量制限等を内容とした共同声明を発出した。

2016年9月の第9回協議では、各国・地域の池入れ量の上限の遵守状況等を確認した。

## 第12節 漁船対策

## 1 漁船の勢力と建造状況

我が国の漁船勢力の実態を把握するため、毎年12月31日現在の漁船統計表を作成している。この統計は各都道府県における漁船の登録隻数と、漁船登録を必要としない総トン数1t未満の無動力漁船数を集計したもので、平成27年12月31日現在については、表20のとおりである。

また、漁船法（昭和25年法律第178号）第4条第1項の規定に基づく平成28年度の農林水産大臣の漁船建造許可件数は表21のとおりである。

## 2 漁船の輸出

漁船の外国への輸出（譲渡又は貸渡し）については、輸出貿易管理令に基づく経済産業大臣の承認を受けなければならないこととされている。水産庁においては、国際漁業協定等に基づく漁業秩序の維持、漁業資源の保護等を総合的に勘案の上、事前承認を行っている。平成28年度における譲渡事前承認件数は8か国30隻、貸渡し事前承認件数は2か国9隻であった。

表20 平成27年漁船統計表

| 漁業種類<br>Type of Fishery | 船型<br>Size | 船質 | 総計        |               | 動力漁船      |               | 無動力漁船     |               |
|-------------------------|------------|----|-----------|---------------|-----------|---------------|-----------|---------------|
|                         |            |    | 隻数<br>NO. | 総トン数<br>G. T. | 隻数<br>NO. | 総トン数<br>G. T. | 隻数<br>NO. | 総トン数<br>G. T. |
| 総計                      | S          |    | 3,380     | 346,861.00    | 3,380     | 346,861.00    | -         | -             |
|                         | W          |    | 5,977     | 6,396.26      | 3,844     | 5,493.95      | 2,133     | 902.31        |
|                         | F          |    | 241,477   | 622,001.41    | 236,281   | 615,801.73    | 5,196     | 6,199.68      |
|                         | T          |    | 250,834   | 975,258.67    | 243,505   | 968,156.68    | 7,329     | 7,101.99      |
| 淡水漁業                    | S          |    | 31        | 49.58         | 31        | 49.58         | -         | -             |
|                         | W          |    | 2,510     | 803.70        | 940       | 378.93        | 1,570     | 424.77        |
|                         | F          |    | 7,381     | 6,368.47      | 5,727     | 5,838.47      | 1,654     | 530.00        |
|                         | T          |    | 9,922     | 7,221.75      | 5,698     | 5,266.98      | 3,224     | 954.77        |
| 合計(海水漁業)                | S          |    | 3,349     | 346,811.42    | 3,349     | 346,811.42    | -         | -             |
|                         | W          |    | 3,467     | 5,592.56      | 2,904     | 5,115.02      | 563       | 477.54        |
|                         | F          |    | 234,096   | 615,632.94    | 230,554   | 609,963.26    | 3,542     | 5,669.68      |
|                         | T          |    | 240,912   | 968,036.92    | 235,807   | 961,889.70    | 4,105     | 6,147.22      |
| 内水面                     | S          |    | 11        | 24.70         | 11        | 24.70         | -         | -             |
|                         | W          |    | 87        | 22.97         | 21        | 15.67         | 66        | 7.30          |
|                         | F          |    | 736       | 868.16        | 649       | 850.76        | 87        | 17.40         |
|                         | T          |    | 834       | 915.83        | 681       | 891.13        | 153       | 24.70         |
| 採介藻                     | S          |    | 204       | 1,626.52      | 204       | 1,626.52      | -         | -             |
|                         | W          |    | 1,118     | 697.51        | 799       | 593.45        | 319       | 104.06        |
|                         | F          |    | 67,617    | 98,869.92     | 65,081    | 97,040.33     | 2,536     | 1,829.59      |
|                         | T          |    | 68,939    | 101,193.95    | 66,084    | 99,260.30     | 2,855     | 1,933.65      |
| 定置                      | S          |    | 489       | 5,422.71      | 489       | 5,422.71      | -         | -             |
|                         | W          |    | 97        | 235.99        | 56        | 128.79        | 41        | 107.20        |
|                         | F          |    | 8,284     | 37,718.15     | 7,899     | 35,065.82     | 385       | 2,652.33      |
|                         | T          |    | 8,870     | 43,376.85     | 8,444     | 40,617.32     | 426       | 2,759.53      |
| 一本つり                    | S          |    | 212       | 15,106.57     | 212       | 15,106.57     | -         | -             |
|                         | W          |    | 963       | 1,229.31      | 960       | 1,227.76      | 3         | 1.55          |
|                         | F          |    | 76,687    | 176,757.53    | 76,594    | 176,554.32    | 93        | 203.21        |
|                         | T          |    | 77,862    | 193,093.41    | 77,766    | 192,888.65    | 96        | 204.76        |
| はえなわ                    | S          |    | 105       | 4,721.92      | 105       | 4,721.92      | -         | -             |
|                         | W          |    | 93        | 357.92        | 89        | 356.32        | 4         | 1.60          |
|                         | F          |    | 5,980     | 22,760.28     | 5,978     | 22,758.34     | 2         | 1.94          |
|                         | T          |    | 6,178     | 27,840.12     | 6,172     | 27,836.58     | 6         | 3.54          |
| 刺網                      | S          |    | 371       | 9,564.69      | 371       | 9,564.69      | -         | -             |
|                         | W          |    | 296       | 373.28        | 284       | 344.49        | 12        | 28.79         |
|                         | F          |    | 35,409    | 76,803.37     | 35,312    | 76,700.85     | 97        | 102.52        |
|                         | T          |    | 35,976    | 86,741.34     | 35,957    | 86,610.03     | 109       | 131.31        |
| まき網(網船)                 | S          |    | 109       | 23,508.89     | 109       | 23,508.89     | -         | -             |
|                         | W          |    | 8         | 42.79         | 7         | 36.25         | 1         | 6.54          |
|                         | F          |    | 845       | 8,347.16      | 834       | 8,273.19      | 11        | 73.97         |
|                         | T          |    | 962       | 31,898.84     | 950       | 31,818.33     | 12        | 80.51         |
| まき網附属船                  | S          |    | 406       | 36,708.03     | 406       | 36,708.03     | -         | -             |
|                         | W          |    | 15        | 196.80        | 8         | 193.90        | 7         | 2.90          |
|                         | F          |    | 1,374     | 16,225.88     | 1,368     | 15,760.88     | 6         | 465.00        |
|                         | T          |    | 1,795     | 53,130.71     | 1,782     | 52,662.81     | 13        | 467.90        |
| 敷網                      | S          |    | 69        | 5,418.75      | 69        | 5,418.75      | -         | -             |
|                         | W          |    | 16        | 36.82         | 13        | 32.24         | 3         | 4.58          |
|                         | F          |    | 1,183     | 7,693.96      | 1,153     | 7,684.96      | 30        | 9.00          |
|                         | T          |    | 1,268     | 13,149.53     | 1,235     | 13,135.95     | 33        | 13.58         |
| 底びき網                    | S          |    | 370       | 19,881.16     | 370       | 19,881.16     | -         | -             |
|                         | W          |    | 307       | 1,438.00      | 307       | 1,438.00      | -         | -             |
|                         | F          |    | 10,034    | 52,999.78     | 10,034    | 52,999.78     | -         | -             |
|                         | T          |    | 10,711    | 74,318.94     | 10,711    | 74,318.94     | -         | -             |
| 以西底びき網                  | S          |    | 16        | 2,022.22      | 16        | 2,022.22      | -         | -             |
|                         | W          |    | -         | -             | -         | -             | -         | -             |
|                         | F          |    | -         | -             | -         | -             | -         | -             |
|                         | T          |    | 16        | 2,022.22      | 16        | 2,022.22      | -         | -             |
| 遠洋底びき網                  | S          |    | 8         | 3,265.00      | 8         | 3,265.00      | -         | -             |
|                         | W          |    | -         | -             | -         | -             | -         | -             |
|                         | F          |    | -         | -             | -         | -             | -         | -             |
|                         | T          |    | 8         | 3,265.00      | 8         | 3,265.00      | -         | -             |
| ひき網                     | S          |    | 276       | 2,449.53      | 276       | 2,449.53      | -         | -             |
|                         | W          |    | 158       | 382.76        | 108       | 280.88        | 50        | 101.88        |
|                         | F          |    | 5,375     | 31,695.97     | 5,333     | 31,647.06     | 42        | 48.91         |
|                         | T          |    | 5,809     | 34,528.26     | 5,717     | 34,377.47     | 92        | 150.79        |
| かつお・まぐろ                 | S          |    | 269       | 103,958.01    | 269       | 103,958.01    | -         | -             |
|                         | W          |    | -         | -             | -         | -             | -         | -             |
|                         | F          |    | 579       | 14,845.00     | 579       | 14,845.00     | -         | -             |
|                         | T          |    | 848       | 118,803.01    | 848       | 118,803.01    | -         | -             |
| 捕鯨                      | S          |    | 7         | 202.06        | 7         | 202.06        | -         | -             |
|                         | W          |    | -         | -             | -         | -             | -         | -             |
|                         | F          |    | 10        | 32.74         | 10        | 32.74         | -         | -             |
|                         | T          |    | 17        | 234.80        | 17        | 234.80        | -         | -             |
| 官公庁船                    | S          |    | 269       | 85,844.78     | 269       | 85,844.78     | -         | -             |
|                         | W          |    | 10        | 21.72         | 10        | 21.72         | -         | -             |
|                         | F          |    | 935       | 3,672.65      | 935       | 3,672.65      | -         | -             |
|                         | T          |    | 1,214     | 89,539.15     | 1,214     | 89,539.15     | -         | -             |
| 運搬船                     | S          |    | 105       | 18,266.87     | 105       | 18,266.87     | -         | -             |
|                         | W          |    | 8         | 140.99        | 6         | 127.80        | 2         | 13.19         |
|                         | F          |    | 1,472     | 12,089.78     | 1,464     | 12,054.10     | 8         | 35.68         |
|                         | T          |    | 1,585     | 30,497.64     | 1,575     | 30,448.77     | 10        | 48.87         |
| 冷凍運搬及び母船                | S          |    | -         | -             | -         | -             | -         | -             |
|                         | W          |    | -         | -             | -         | -             | -         | -             |
|                         | F          |    | -         | -             | -         | -             | -         | -             |
|                         | T          |    | -         | -             | -         | -             | -         | -             |
| 雑漁業                     | S          |    | 53        | 8,819.01      | 53        | 8,819.01      | -         | -             |
|                         | W          |    | 291       | 415.70        | 236       | 317.75        | 55        | 97.95         |
|                         | F          |    | 17,576    | 54,252.61     | 17,331    | 54,022.48     | 245       | 230.13        |
|                         | T          |    | 17,920    | 63,487.32     | 17,620    | 63,159.24     | 300       | 328.08        |

表21 平成28年度漁業種類別・トン数別建造許可隻数

1. 鋼・軽合金船

| 区分       | 総 数 |        | 50トン未満 |      | 50トン以上<br>100トン未満 |      | 100トン以上<br>200トン未満 |      | 200トン以上<br>300トン未満 |      | 300トン以上<br>500トン未満 |       | 500トン以上<br>1,000トン未満 |       | 1,000トン以上 |       |
|----------|-----|--------|--------|------|-------------------|------|--------------------|------|--------------------|------|--------------------|-------|----------------------|-------|-----------|-------|
|          | 隻数  | 総トン数   | 隻数     | 総トン数 | 隻数                | 総トン数 | 隻数                 | 総トン数 | 隻数                 | 総トン数 | 隻数                 | 総トン数  | 隻数                   | 総トン数  | 隻数        | 総トン数  |
| 漁業種類     |     |        |        |      |                   |      |                    |      |                    |      |                    |       |                      |       |           |       |
| かつお・まぐろ  | 6   | 2,970  |        |      |                   |      |                    |      |                    |      |                    |       | 6                    | 2,970 |           |       |
| 底びき網     | 4   | 340    |        |      | 4                 | 340  |                    |      |                    |      |                    |       |                      |       |           |       |
| まき網      | 4   | 833    |        |      |                   |      | 3                  | 533  |                    |      | 1                  | 300   |                      |       |           |       |
| まき網(附属船) | 10  | 1,421  | 6      | 96   |                   |      |                    |      | 1                  | 265  | 3                  | 1,060 |                      |       |           |       |
| さんま棒受け網  | 4   | 466    | 2      | 68   |                   |      | 2                  | 398  |                    |      |                    |       |                      |       |           |       |
| 官公庁船     | 9   | 5,838  | 1      | 38   | 1                 | 59   |                    |      |                    |      | 2                  | 998   | 3                    | 2,359 | 2         | 2,384 |
| 漁獲物運搬船   | 1   | 30     | 1      | 30   |                   |      |                    |      |                    |      |                    |       |                      |       |           |       |
| 計        | 38  | 11,898 | 10     | 232  | 5                 | 399  | 5                  | 931  | 1                  | 265  | 12                 | 5,328 | 3                    | 2,359 | 2         | 2,384 |

2. FRP船

| 区分       | 総 数 |      | 50トン未満 |      | 50トン以上<br>100トン未満 |      | 100トン以上<br>200トン未満 |      | 200トン以上<br>300トン未満 |      | 300トン以上<br>500トン未満 |      | 500トン以上<br>1,000トン未満 |      | 1,000トン以上 |      |
|----------|-----|------|--------|------|-------------------|------|--------------------|------|--------------------|------|--------------------|------|----------------------|------|-----------|------|
|          | 隻数  | 総トン数 | 隻数     | 総トン数 | 隻数                | 総トン数 | 隻数                 | 総トン数 | 隻数                 | 総トン数 | 隻数                 | 総トン数 | 隻数                   | 総トン数 | 隻数        | 総トン数 |
| 漁業種類     |     |      |        |      |                   |      |                    |      |                    |      |                    |      |                      |      |           |      |
| かつお・まぐろ  | 5   | 273  | 4      | 74   |                   |      | 1                  | 199  |                    |      |                    |      |                      |      |           |      |
| 底びき網     | 2   | 38   | 2      | 38   |                   |      |                    |      |                    |      |                    |      |                      |      |           |      |
| まき網(附属船) | 2   | 78   | 1      | 19   | 1                 | 59   |                    |      |                    |      |                    |      |                      |      |           |      |
| 計        | 9   | 389  | 7      | 131  | 1                 | 59   | 1                  | 199  | -                  | -    | -                  | -    | -                    | -    | -         | -    |

注1：漁船法第4条第1項の規定に基づき農林水産大臣の許可を受けた建造隻数である。  
注2：木船の建造は無し。

## 第13節 漁港・漁場・漁村の整備及び維持管理

### 1 漁港の指定

漁港の指定については、昭和26年以来漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条の規定により行われている。その内容は表22のとおりである。

表22 指定漁港数

| 漁港種類  | 27年度末 | 28年度<br>指 定 | 28年度<br>取 消 | 28年度末<br>現 在 |
|-------|-------|-------------|-------------|--------------|
| 第1種漁港 | 2,134 | -           | 6           | 2,128        |
| 第2種漁港 | 519   | -           | -           | 519          |
| 第3種漁港 | 114   | -           | -           | 114          |
| 第4種漁港 | 99    | -           | -           | 99           |
| 計     | 2,866 | 0           | 6           | 2,860        |

注：第3種漁港には特定第3種漁港(八戸ほか12港)が含まれている。

### 2 漁港の管理

平成28年度において、漁港漁場整備法第25条第2項の規定による漁港管理者の選定の届出があり、同条第3項の規定に基づき告示した漁港は1漁港であり、平成28年度末の漁港管理者別漁港数は表23のとおりである。

表23 漁港管理者別漁港数

| 漁港種類  | 27年度末 | 28年度末 |             |              |
|-------|-------|-------|-------------|--------------|
|       |       | 総 数   | 都道府県<br>管 理 | 市 町 村<br>管 理 |
| 第1種漁港 | 2,134 | 2,128 | 284         | 1,844        |
| 第2種漁港 | 519   | 519   | 327         | 192          |
| 第3種漁港 | 114   | 114   | 108         | 6            |
| 第4種漁港 | 99    | 99    | 99          | -            |
| 計     | 2,866 | 2,860 | 818         | 2,042        |

### 3 漁港・漁場・漁村の整備

#### (1) 漁港漁場整備長期計画

漁港漁場整備長期計画は、漁港漁場整備法第6条の3の規定に基づき、漁港漁場整備事業の総合的かつ計画的な実施に資するため策定されており、我が国の水産業の基盤の整備における課題に的確に対応する観点から、計画期間に係る事業の実施の目標及び事業量を定めている。平成24年3月23日に第3次の長期計画が策定され、平成24年度から平成28年度までの5年間に取り組むべき重点課題を以下の3つに絞り込み、それらに対する事業を総合的かつ効率的に実施することにより、おおむね5年後を目途に、成果を発現させる。

#### ア 災害に強く安全な漁業地域づくり

##### (ア) 目指す主な成果

水産物の流通拠点となる漁港のうち、産地市場前面の陸揚げ用の岸壁が耐震化された漁港の割合を20%(平成21年度)からおおむね65%に向上させる。

地震防災対策強化地域等に立地する漁村におけ

る漁港漁場整備事業の推進により地震や津波に対する防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率を、44%（平成21年度）からおおむね80%に向上させる。

(4) 事業量

災害発生時の水産業の継続や早期再開のための漁港・漁村の防災機能の強化を図るため、次の事業を実施する。

- a 水産物の流通拠点となる漁港において、漁港施設の耐震化を図る漁港として、おおむね40漁港を整備する。
- b 漁港漁場整備を推進することにより漁村の防災機能の強化を図る地区として、おおむね40地区を整備する。

イ 水産物の安定的な提供・国際化に対応できる力強い水産業づくりの推進

(7) 目指す主な成果

水産物の流通拠点となる漁港で取り扱われる水産物のうち、漁港漁場整備事業を通じた高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物の割合を、29%（平成21年度）からおおむね70%に向上させる。

漁業活動に必要な漁港施設の機能を適切に保つことができるよう、漁港施設の老朽化対策を計画的に実施することが可能な漁港の割合を11%（平成21年度）からおおむね100%に向上させる。

漁港・漁場の水域環境の改善を図る中で、漁業集落排水処理を行うこととしている漁村の人口比率を、49%（17万人）（平成21年度）からおおむね65%（おおむね24万人）に向上させる。

(4) 事業量

水産物流通の構造改革を推進しつつ、水産物の安定供給体制を構築していくことを目的として、次の事業を実施する。

- a 水産物の流通拠点となる漁港にあつては、おおむね100漁港で陸揚げ・荷さばき時の漁獲物の衛生的な取扱いに対応した岸壁・荷さばき所等を整備するとともに、水産物の流通拠点と一体となって中核的に生産活動等が行われる地区については、おおむね240地区で、作業の安生性・効率性の向上や水産物の保管機能の向上のための整備を実施する。
- b おおむね600漁港で漁港施設の機能保全計画を策定する。
- c おおむね200地区で漁業集落排水処理施設を整備する。

ウ 豊かな生態系を目指した水産環境整備の推進

(7) 目指す主な成果

水産物の生活史に対応した良好な生息環境空間を創出するための漁場再生及び新規漁場整備により、おおむね11万tの水産物を新たに提供する。

(4) 事業量

我が国周辺水域において、水産資源の回復や生産力の向上を図るため、次の事業を実施する。

- a 水産生物にとって良好な生息環境空間を創出するための計画に基づく整備をおおむね20海域で推進する。
- b おおむね6万haの魚礁や増養殖場を整備する。
- c おおむね23万haの漁場の効用回復に資する堆積物除去等を推進するとともに、おおむね5,500haの藻場・干潟の造成に相当する水産資源の生育環境を新たに保全・創造する。

(2) 直轄特定漁港漁場整備事業

漁港漁場整備法に規定する漁港漁場整備方針に適合した特定漁港漁場整備事業計画に基づき、国が漁港施設のうち基本施設、輸送施設、漁港施設用地（公共施設用地に限る。）並びに漁獲物の処理、保蔵及び加工施設（荷さばき所に限る）の整備及び排他的経済水域における漁場整備を行う事業であつて、計画事業費が一事業につき20億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。平成28年度においては、184億2,100万円をもって32地区について事業が実施された。

(3) 水産流通基盤整備事業

安全・安心な水産物の品質確保や流通機能の強化を図るため、第3種漁港、第4種漁港等において高度衛生管理型荷さばき所や岸壁等を整備する事業であつて、計画事業費が一事業につき5億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。平成28年度においては事業費291億6,900万円（国費178億2,100万円）をもって79地区について事業が実施された。

(4) 水産生産基盤整備事業

浅海域における漁場、藻場・干潟、養殖場と、当該漁場等に密接に関連する漁港における漁港施設を一体的に整備する事業であつて、計画事業費が一事業につき3億円（漁港施設の整備が含まれる場合は5億円）を超えるもの等一定の要件を満たすものである。平成28年度においては事業費176億6,700万円（国費125億6,400万円）をもって101地区について事業が実施された。

(5) 水産物供給基盤機能保全事業

漁港施設、漁場施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化・縮減を図るため、機能診断や保全計画の策定、保全工事を漁港管理者である地方公共団体に

助成されて実施されているものであり、平成28年度においては、事業費237億6,000万円（国費137億7,400万円）をもって、38都道府県について実施された。

#### (6) 漁港施設機能強化事業

高潮や波高の増大又は地震や津波の発生等に対して漁港施設の安全が十分に確保されているか検証を行うとともに、安全が確保されていない漁港施設について、必要最低限の機能強化、防護対策を行う事業であって、計画事業費が一地区あたり5千万円以上20億円未満のもの等一定要件を満たすものである。なお、漁港施設機能診断調査に係る要件は計画事業費が一地区あたり2千万円以上のものである。平成28年度においては、事業費136億2,100万円（国費79億4,500万円）をもって、34都道府県について実施された。

#### (7) 水産環境整備事業

水産生物の生活史に対応した良好な生息環境空間の創出及び水域の環境保全対策として行う事業であって、計画事業費が一事業につき3億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。平成28年度においては、事業費254億7,400万円（国費129億300万円）をもって、98地区について実施された。

#### (8) 作業船整備

北海道の直轄工事において使用する国有作業船の建造、修理、改造及び北海道の漁港の機能増進のために必要な機械設備の開発試験を行った。平成28年度の経費は1,800万円であった。

#### (9) 水産基盤整備調査事業

この事業は、水産業をめぐる環境の変化に伴い、漁港、漁村及び漁場の整備に求められる要望等に適切に対応していくため、水産基盤整備の今後の展開方向を検討するとともに、その具現化のために必要な計画技術及び設計技術・施工技術等の改善や手法の確立を図るほか、漁港の機能の増進、漁場の整備及び開発並びに漁港背後の漁業集落における生活環境改善のために必要な調査を実施することにより、水産基盤整備事業の計画的、効率的かつ円滑な実施に資することを目的とする。

水産基盤整備調査費

13調査 事業費 4億1,900万円（定額）

水産基盤整備調査費補助

16か所 事業費 1億8,400万円（国費9,200万円）

#### (10) 後進地域開発特例法適用団体等補助率差額

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律第2条の適用団体（県）が行った特定漁港漁場整備事業、指定漁港漁場整備事業（事業費5,000万円以上のものに限る。）に係る補助金について、特例法の定める引上率（最高1.25まで）によ

り、平成28年度において当該適用団体に補助率差額19億8,500万円を交付した。

（内訳）

水産基盤分 1,985,000千円  
（うち有明分 133,560千円）

#### (11) 産地における水産業の強化【強い水産業づくり交付金のうち産地水産業強化支援事業】

漁村において、協議会が策定する「産地水産業強化計画」に基づき、所得の向上、地先資源の増大、漁業の6次産業化等に資する取組やその計画実現のために必要な施設整備に対して支援することにより、産地における水産業を強化するための事業であり、平成28年度においては86計画に対して支援を実施した。

#### (12) 漁港の高度利用のための整備【強い水産業づくり交付金のうち漁港機能高度化目標】

漁港の機能の向上及び利用の円滑化を目指し、高度衛生管理、就労環境の改善等の水産業に係る要請の多様化、都市との交流による漁港利用の増大等の情勢変化に対応するため、漁業活動の軽労化に資する施設、快適な漁港環境形成に資する施設等の整備を行う事業であり、平成28年度は、6道府県において事業が実施された。

#### (13) 漁港の防災対策の整備【強い水産業づくり交付金のうち漁港防災対策支援事業】

漁港や漁村において、地震や津波において、地震や津波による災害の未然防止、被害の拡大防止、災害時の応急対策を図る際に必要となる施設等の整備を行う事業であり、平成28年度は、4県において事業が実施された。

#### (14) 海岸事業

津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため、堤防、突堤、護岸等の海岸保全施設の新設、改良等を実施した。平成28年度に補助事業として実施したのは、国土保全上特に重要な特例補助率海岸であり、事業費9億1,432万円（国費7億400万円）をもって4地区において事業が実施された。その他の漁港海岸関係事業については、農山漁村地域整備交付金等を活用して事業実施した。

## 4 漁村の活性化・多面的機能発揮対策

### (1) 浜の活力再生プラン等支援事業

この事業は、漁業者自らが漁業収入の向上とコスト削減を図り漁業所得の向上を目指す総合的かつ具体的な取組を定めた「浜の活力再生プラン」の策定を支援するものである。平成28年度においては、72地区に対

し補助を行った。

(平成28年度予算額 60,000千円)

(2) 水産多面的機能発揮対策

この事業は、水産業の再生・漁村の活性化を図るため、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する活動に対し、一定の費用を支援するものである。平成28年度においては、48地域協議会(40道府県)669活動組織に対し交付金による支援を行い、藻場・干潟等の保全などの「環境・生態系保全」、海難救助などの「海の安全確保」などの活動が実施された。

また、水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する活動を全国的に推進するため、活動に関する講習会、技術サポート、分析・評価等を行った。

(平成28年度予算額 2,800,000千円)

(3) 離島漁業再生支援交付金

生産資材の獲得や販売など、主として輸送の面において不利な条件にあり、漁業就業者の減少や高齢化が進展する離島において、地域の漁業を再生するための漁場の生産力の向上や漁業の再生に関する実践的な取組に対し、交付金による支援を行うとともに、初期投資負担を軽減し、新規漁業就業者の定着を図るため、離島の新規漁業就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組に対し、交付金による支援を行った。

制度の対象となる離島を有する都道府県は26都道府県あり、平成28年度においてはそのうち17都道府県79市町村209集落協定717漁業集落において交付金支援による漁業再生活動が実施された。

(平成28年度予算額 1,205,995千円)

## 第14節 水産関係試験研究

### 1 水産業新技術開発事業

(1) 国際水産資源調査・評価推進事業

太平洋クロマグロの加入量の早期把握のため、6県76隻の曳縄漁船にデータロガーを設置してモニタリング調査を実施し、平成26年から、その年に生まれた太平洋クロマグロの加入量水準について、4回に亘ってモニタリングで順次得られるデータに応じた情報を公表している。平成28年5月及び10月には平成27年生まれについて3回目及び4回目の、また、10月及び12月には平成28年生まれについて1回目及び2回目の、それぞれ加入量水準情報を発信した。

(2) 水産業の省エネ・低コスト新技術導入加速化事業

我が国の水産業は、燃油価格の高止まり等により極

めて厳しい状況にあり、省エネ等の経費削減による体質強化を図ることが急務となっている。このため、漁業経営の体質強化を図る上で重要となる、新たな技術の現場への導入を加速化するため、水産業の省エネルギーや低コスト化に資する新技術について、漁業者等が行う実証試験に対する支援を実施した。

(3) はえ縄漁法等可能性調査・検証事業

ロシア連邦法の改正により、平成28年1月からロシア200海里内での我が国さけ・ます流し網漁業の操業が不可能となったことを受け、流し網漁法に替わる新たな漁法への転換の可能性を調査・検証するため、ロシア水域において調査船による曳き網での試験操業等を実施した。

## 2 国際漁業問題及び漁業資源に関する調査研究

国際的な資源管理体制の確立に積極的に貢献することを目的として、公海、外国排他的経済水域等において漁獲される高度回遊性魚類のかつお・まぐろ類、サンマや潮河性魚類のさけ・ます類、外洋のいか類、底魚類等の国際漁業資源について、地域漁業管理機関等による科学的知見に基づく適切な保存管理を実施するために必要な資源調査、及び二国間協定等の枠組みにおける科学者交流を実施した。

## 3 漁海況予報事業

漁業資源の合理的利用と漁業生産の効率化により漁業経営の安定を図るため、主要浮魚類の長期漁海況予報を作成し公表した。

## 4 国立研究開発法人水産研究・教育機構

平成28年4月1日に旧国立研究開発法人水産総合研究センターと旧独立行政法人水産大学校が統合され、新たに国立研究開発法人水産研究・教育機構が発足した。

平成28年4月1日から第4期中長期計画が開始され、研究開発業務については、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展に資するため、研究開発成果の最大化を図るための取組を強化し、

ア 水産資源の持続的利用のための研究開発

イ 水産業の健全な発展と安全な水産物の安定供給のための研究開発

ウ 海洋・生態系モニタリングと次世代水産業のための  
基盤研究

の3つ重点研究課題を実施するとともに、研究開発成果の情報提供、普及等に努めた。これらの業務実施に要する経費について28年度は運営費交付金173億4,930万2千円を交付した。



